2　自動車（前項の自動車を除く。）に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、保安基準第10条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　第168条の表１の識別対象装置欄に掲げる装置は、協定規則第121号の技術的な要件（同規則補足第７改訂版の規則５．に限る。以下この条及び第90条において同じ。）に定める基準に適合すること。

二　保安基準第10条各号に掲げる装置（第168条の表１の識別対象装置欄に掲げる装置を除く。）は、前項各号に掲げる基準に適合すること。

三　第168条の表２の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては、前２号に定める操作装置の配置、識別表示等を妨げないものとして、協定規則第121号の技術的な要件に定める基準に適合すること。

第十五条第１項中「第８項」を「第７項」に改め、同条第11項を次のように改める。

2　自動車（次項から第６項までの自動車を除く。この項において同じ。）には、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合する制動装置を備えなければならない。

一　次号に掲げる自動車以外のもの　協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第９改訂版の規則５．及び６．（連結状態における制動性能に係る部分を除く。この項において同じ。）に限る。）に適合すること。

二　貨物の運送の用に供する車両総重量3.5ｔ以下の自動車　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ　協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第９改訂版の規則５．及び６．に限る。）に適合すること。この場合において、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第９改訂版附則13に限る。）に適合するものに限る。）並びに走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置（協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第９改訂版附則21に限る。）に適合するものに限る。）を備えること。

ロ　次項の基準に適合すること。この場合において、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（別添12「乗用車の制動装置の技術基準」別紙４に定める基準に適合するものに限る。）を備えることとし、別添12「乗用車の制動装置の技術基準」3.2.26.中、「自動車は、別紙８Ｂ．の技術的な要件を満たすブレーキアシストシステム（ＢＡＳ）を備えなければならない。」とあるのは「ブレーキアシストシステム（ＢＡＳ）を備える場合にあっては、別紙８Ｂ.の技術的な要件を満たすものでなければならない。」と、読み替えるものとする。

第十五条第11項中「２系統以上の制動装置」の下に「（ブレーキ・ペダル又はブレーキ・レバーからホイール・シリンダ又はブレーキ・チャンバまで（ホイール・シリンダ及びブレーキ・チャンバを有しない系統の場合にあっては、ブレーキ・シューを直接作動させるカム軸等まで）の部分がそれぞれの系統ごとに独立している構造の制動装置をいう。以下同じ。）」を加え、「前項後段の規定を準用する。ただし、」を削り、同条第五項各号列記以外の部分中「この場合において、第２項後段の規定を準用する。」を削り、「第８号及び第10号」を「第９号及び第11号」に改め、同項第１号を次のように改める。

一　制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取り付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。

イ　ブレーキ系統の配管又はブレーキ・ケーブル（配管又はブレーキ・ケーブルを保護するため、配管又はブレーキ・ケーブルに保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材は除く。）であって、ドラッグ・リンク、推進軸、排気管、タイヤ等と接触しているもの又は走行中に接触した痕跡があるもの

ロ　ブレーキ系統の配管又は接手部から、液漏れ若しくは空気漏れがあるもの又は他の部分との接触により液漏れ若しくは空気漏れが生じるおそれがあるもの

ハ　ブレーキ・ロッド又はブレーキ・ケーブルの連結部に緩みがあるもの

ニ　ブレーキ・ホースが著しくねじれて取り付けられているもの

ホ　ブレーキ・ペダルに遊びがないもの又は床面とのすきまがないもの

ヘ　ブレーキ・レバーに遊びがないもの又は引き代のないもの

ト　ブレーキ・レバーのラチェットが確実に作動しないもの

チ　イからトに掲げるもののほか、堅ろうでないもの又は振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取り付けられていないもの

第十五条第五項第11号中「主制動装置」の下に「（走行中の自動車の制動に常用する制動装置をいう。以下同じ。）」を加え、「第２項第２号後段の規定を準用する」を「ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする」に改め、同項第五号中「を除く。」の下に「第93条第５項第５号及び第171条第５項第５号において同じ。」を加え、「をいう。」の下に「以下同じ。」を加え、同項第十号中「及び当該装置」を「（当該装置」に、「ブザその他の装置」を「装置を備えたものに限る。）」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号を第十号とし、同項第八号中「（ブレーキ配管のうち１車輪のみへの制動用オイルの通路となる部分をいい、２以上の車輪への共用部分を除く。）」を削り、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の１号を加える。

八　主制動装置の制動液は、配管を腐食し、原動機等の熱の影響を受けることによって気泡を生ずる等により当該主制動装置の機能を損なわないものであること。

第十五条第六項を次のように改める。

6　被牽引自動車には、次に掲げる基準に適合する２系統以上の制動装置を備えなければならない。

一　次号に掲げるもの以外の被牽引自動車にあっては、協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第９改訂版の規則5.及び6.（連結状態における制動性能に係る部分を除く。）に限る。）に適合すること。

二　最高速度25㎞／ｈ以下の牽引自動車により牽引される被牽引自動車にあっては、次に掲げる基準に適合すること。ただし、被牽引自動車とこれを牽引する牽引自動車とが接近することにより作用する構造の主制動装置を備える場合にあっては、次のハからホまでの基準は適用しない。

イ　制動装置は、前項第１号及び第８号の基準に適合すること。

ロ　主制動装置は、すべての車輪を制動すること。この場合において、第５項第３号後段の規定を準用する。

ハ　主制動装置は、繰り返して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。

ニ　主制動装置は、牽引自動車の主制動装置と連動して作用する構造であること。

ホ　主制動装置は、乾燥した平たんな舗装路面で、被牽引自動車のみの主制動装置を作動させることにより、セミトレーラにあっては⑴、それ以外の被牽引自動車にあっては⑵の計算式に適合する制動能力を有すること。この場合において、被牽引自動車を牽引する牽引自動車の原動機と走行装置の接続は断つこととする。

⑴　$S \leqq 0.15V + 0.0086V^2$